

東海市条例第12号

東海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 東海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和44年東海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、職務上の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第2条 東海市職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。